

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 昭和四十四年一月臨時県議会で議決された昭和四十三年度鳥取県一般会計補正予算等
- 健康保険法による保険医療機関等の指定
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
- 家畜伝染病予防法による肝てつ検査等の実施
- 土地の立入りの通知
- 基本測量の実施を終わつた旨の通知

## 告 示

### 鳥取県告示第六十五号

昭和四十四年一月臨時県議会で一月二十日議決された昭和四十三年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算及び昭

和四十三年度鳥取県営病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十四年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和43年度鳥取県一般会計補正予算

昭和43年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,933,479千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
3	地方交付税	1 地方交付税	10,694,000	465,769	11,159,769
5	分担金及び負担金	2 負担金	513,364	596	513,960
			320,355	596	320,951
7	国庫支出金	1 国庫負担金	10,196,241	140,424	10,336,665
			3,853,024	130,625	3,983,649
			6,204,056	6,948	6,211,004
		2 国庫補助金	139,161	2,851	142,012
		3 委託金			
歳 入	合 計		31,326,690	606,789	31,933,479

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
1	議会費	1 議会費	148,665	1,626	150,291
2	総務費	1 総務管理費	1,621,064	34,103	1,655,167
			1,042,793	19,014	1,061,807
			118,199	1,462	119,661
			262,076	8,535	270,611
			29,870	1,185	31,055
			56,040	72	56,112
			11,286	270	11,556
			59,493	2,132	61,625
			20,902	697	21,599
3	民生費	9 監査委員費	20,405	736	21,141
		1 社会福祉費	1,622,969	21,690	1,644,659
			425,367	7,075	432,442

4 衛生費	2 児童福祉費	484,467	11,035	495,502
	3 生活保護費	711,903	3,580	715,483
	1 公衆衛生費	1,334,029	17,367	1,351,396
	2 環境衛生費	634,579	2,480	637,059
5 労働費	3 保健所費	31,392	821	32,213
	4 医薬費	346,526	12,703	359,229
	1 労政費	321,532	1,363	322,895
	2 職業訓練費	253,403	5,229	258,632
6 農林水産業費	3 失業対策費	49,864	1,156	51,020
	4 労働委員会費	78,756	2,318	81,074
	1 農業費	102,537	967	103,504
	2 畜産業費	22,246	788	23,034
7 商工費	6 住宅費	5,092,960	62,744	5,155,704
	5 都市計画費	1,793,712	29,355	1,823,067
	4 林業費	408,197	6,853	415,050
	3 観光費	1,358,169	9,977	1,368,146
8 土木費	5 水産業費	1,117,558	12,602	1,130,160
	4 商業費	415,324	3,957	419,281
	3 工業業費	2,216,066	4,440	2,220,506
	2 工鉱業費	887,331	841	888,172
9 警察費	1 産業衛生費	1,230,437	2,871	1,233,308
	2 観光費	99,298	728	99,026
	1 土木管理費	6,906,756	34,459	6,941,215
	2 道路橋りょう費	133,281	3,361	136,642
10 教育費	3 河川海岸費	3,814,175	19,119	3,833,294
	4 港湾費	1,727,858	5,979	1,733,837
	5 都市計画費	389,246	957	390,203
	6 住宅費	528,519	3,158	531,677
9 警察費	1 警察管理費	313,677	1,885	315,562
	1 警察管理費	1,420,263	59,336	1,479,599
10 教育費	1 警察管理費	1,325,948	59,336	1,385,284
	1 警察管理費	8,464,342	365,194	8,829,536

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳出	1 教育総務費	613,941	6,012	619,953
	2 小学校費	3,125,928	156,349	3,282,277
	3 中学校費	1,780,306	93,112	1,873,418
	4 高等学校費	2,504,725	96,858	2,601,583
	5 特殊学校費	210,719	7,975	218,694
	6 社会教育費	121,110	4,056	125,166
	7 保健体育費	107,613	832	108,445
	11 災害復旧費	387,794	601	388,395
	2 土木施設災害復旧費	258,299	601	258,900
	合計	31,326,690	606,789	31,933,479

昭和43年度鳥取県営林事業特別会計補正予算  
昭和43年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,588千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
歳入	2 財産収入	1 財産売却収入	46,540	1,049	47,589
			46,539	1,049	47,588
合計			91,539	1,049	92,588

歳出

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
歳出	1 県営林事業費	1 職員費	91,539	1,049	92,588
			15,139	1,049	16,188
合計			91,539	1,049	92,588

昭和43年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和43年度鳥取県の県管境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 1,720	千円 117	千円 1,837
	1 一般会計繰入金	1,720	117	1,837
3 繰越金		1	114	115
	1 繰越金	1	114	115
歳入	合計	22,168	231	22,399

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 9,850	千円 231	千円 10,081
	1 事業費	9,850	231	10,081
歳出	合計	22,168	231	22,399

昭和43年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和43年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和43年度鳥取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	755,373千円	417千円	755,790千円
第3項 看護婦養成所収益	13,048千円	417千円	13,465千円
支 出			
第1款 病院事業費用	739,266千円	17,329千円	756,595千円
第1項 医業費用	694,417千円	16,912千円	711,329千円
第3項 看護婦養成所費用	13,048千円	417千円	13,465千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)			
第3条 予算第7条中職員給与費を次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	299,031千円	17,329千円	316,360千円

鳥取県告示第六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指定年月日	採点表用
松村医院	倉吉市薬町七三二	内科、小児科、放射線科	松村瑞璃子	昭和四十三年十二月二十六日	表
大山町国民健康保険大山寺診療所	西伯郡大山町長入江正雄	内科、外科	西伯郡大山町長入江正雄	昭和四十四年一月十六日	"
ますや薬局	米子市東倉吉町一二五の二		高橋 源太	"	

鳥取県告示第六十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後三月以内のもの、分べ及び前一月以内のもの及び分べ後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
二月一日から 三月三十一日まで	県下一円	各検査場巡回

鳥取県告示第六十八号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年一月二十八日から施行する。

昭和四十四年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

山梨県中巨摩郡／同県山梨市／同県東八代郡／同県北巨摩郡／同県甲府市／千葉県君津郡／神奈川県／三重県四日市市／愛媛県松山市 佐賀県

杵島郡 犬分県宇佐市 鹿兒島県

鳥取県告示第六十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ症及びひな白痢予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 肝てつ検査

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

2 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

1 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

2 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表

肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
二月七日	江府町	下蚊屋、助沢 検査 診場
" 十日	"	粟尾、美用、御机
" 十二日	"	杉谷、小原
" 十三日	"	宮市、宮市原、具田
" 十四日	"	柿原、佐川、小江尾
" 十七日	"	吉原、西成
" 十八日	"	袋原、大万、大河原
" 十九日	"	日の詰、尾の上原
" 二十日	"	池の内
" 二十四日	"	武庫、洲河崎、半の上
" 二十六日	"	荒田、下安井
" 二十七日	日野町	下榎、安原、津地
ひな白痢検査		
実施期日	実施区域	実施場所
二月五日	米子市	各鶏舎巡回
" 七日	"	"
" 十二日	境港市	"
" 十九日	"	"
" 二十日	米子市	"
" 二十六日	"	"

鳥取県告示第七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 日本国有鉄道

二 事業の種類 山陰本線名和大山口間阿弥陀川橋りよう改良工事

三 立ち入ろうとする土地の区域 西伯郡名和町大字太塚地内

西伯郡大山町大字福尾地内、大字上野

地内

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十四年一月二十八日から

昭和四十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第七十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（二等重力測量）

二 作業地域 鳥取市

三 終了年月日 昭和四十三年十二月二十日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部】簡月三百円（送料を含む。）